

第 13 回資源管理手法検討部会の結果について

令和 5 年 6 月 12 日
水 産 政 策 審 議 会
資 源 管 理 分 科 会
資源管理手法検討部会

令和 5 年 4 月 24 日（月）に開催された第 13 回資源管理手法検討部会（ヒラメ太平洋北部系群）で整理された論点及び意見は次のとおり。

● 漁獲等報告の収集について

- 市場において、漁獲物の状況によっては十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握を行う体制を構築すべき。
- 漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、T A C 導入に当たっては、漁獲報告システムの整備・運用が行われるべき。

● 資源評価について

- 種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価すべき。
- 遊漁の採捕量等を把握するとともに、遊漁による採捕について資源評価に組み込むべき。

● 資源管理について

- 太平洋北部系群が T A C 管理となった場合、同一県内のうち夷隅地域以北のみに T A C が設定されることになるため、現場で混乱が生じないような管理方法を検討すべき。
- 底曳網漁業は混獲が避けられない漁法であるため、現場の採捕実態を考慮して資源管理手法を検討すべき。
- 大臣管理の漁船と知事管理の漁船が同じ水域で操業していることから、T A C 管理を行う際に現場で混乱が起きないように、大臣管理区分と知事管理区分の具体的な管理方法を示してほしい。
- T A C の導入に当たって、既存のインプット・コントロールを中心とした規制をどうするのかについて議論を深める必要がある。
- 年によって漁獲や来遊状況が変動することを踏まえた T A C 管理の方策を検討すべき。
- 沿岸漁業の特性や種苗放流実績、漁獲データが属人集計となっている点、震災前後の漁獲実績を踏まえ、適切な T A C の配分方法を検討すべき。
- 数量管理の導入に際して遊漁による利用をどのように扱うのかについて、方向性を示すべき。
- 東日本大震災から未だ復興途上の地域もあり、数量管理の導入が復興の妨げにならないようにすべき。

● S H 会合で特に説明すべき重要事項について

- 漁獲サイズの制限や産卵期の休漁、小型魚の再放流などを既に行っているにも関わらず、数量管理を導入しなければならない理由を説明すべき。
- T A C 管理が始まったら漁業者は何をすることになるのか、何を得ることができるのか、について、漁業者が理解できるように説明すべき。

（以 上）